

コミュニティラボ設計業務委託

仕様書

1 業務委託名称

コミュニティラボ設計業務

2 本業務の目的

熊谷市において地域の未来を発見していくため、多様な方がその属性や時間・場所などの制約にとらわれずにネットワークを形成し、自己実現を図るための場を提供することを目的に設置するコミュニティラボについて、ブランディングによる共感を得ることや定着・発展のための外部人材のネットワークづくり等について、外部から専門的な知見を得ること、共創の関係により付加価値を生むこと、市民等のコミュニティラボへの関心を高め、参加を促し、コミュニティ同士のつながりの輪を広げることを目的とする。

3 契約期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日までとする。

4 業務内容

(1) プロジェクトマネジメント業務

- ・本業務の目的を十分に把握し、合理的かつ能率的な工程別の作業実施計画を立案するものとする。また、業務の遂行に必要な事項について市と調整を図り、適切な作業実施計画を作成し、各種管理（スケジュール管理、スコープ管理、課題・タスク管理、コミュニケーション管理、アジェンダ進捗管理、コンセプトビジュアルについて打ち合わせを行った際の会議録作成）を行うこと。

(2) コミュニティラボに関する企画・ネットワークづくりの相談、アドバイス業務

- ・コミュニティラボの定着、運営、発展に関する相談に対し、知見に基づき対応し、参考事例や資料等のアドバイスを行うこと。

- ・外部人材のネットワークづくりに関する相談に対し、知見に基づき対応し、参考事例や人材の紹介等のアドバイスを行うこと。
- ・令和7年度以降のイベントコンセプト提案と提案の企画化に関するアドバイスを行うこと。
- ・市が指定するコミュニティラボに関する企画会議（年3回程度開催予定）に委員として出席すること。

(3) コンセプトビジュアル^(*)の作成業務

- ・コミュニティラボの認知と参加促進のための概要をわかりやすく表すコンセプトビジュアルを作成する。コンセプトビジュアルの作成に当たっては、市が提供する素案をもとに、さらに市と協議し、期日までに作成すること。
- ・コンセプトビジュアルの作成に当たっては、市の意向を尊重し、デザイナーとの調整を行った上で作成すること。

(*) コンセプトビジュアル：コミュニティラボの認知と参加の促進のための概要をわかりやすく表したもの

(4) その他

- ・本業務を円滑かつ効率的に進めるために必要な業務等について、市からの提案等を積極的に取り入れることとする。

5 成果品及び納期

以下について、修正可能な電子データおよびPDFデータで提供すること。

なお、納期は令和6年8月13日（火）までとする。

(1) コンセプトビジュアル

6 その他

(1) 準拠する計画等

本業務を実施する際に準拠する関係法令、関連計画等は以下のとおりとする。

ア 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

イ 熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例

ウ 第2次熊谷市総合振興計画後期基本計画（令和5年3月）

エ 熊谷市コミュニティラボ運営方針

オ 熊谷スマートシティトータルブランディング方針

カ 熊谷市公民連携まちづくり実践方針

キ 熊谷市デジタル人材育成・確保に関する基本方針

ク その他の関係法令及び諸法規、市が策定する諸計画等

(2) 契約に係る要件

ア 本仕様書に記載されていない事項でもあっても、業務上必要と認められる場合は、その都度協議し実施していくこととする。

イ 本業務にあたっては、十分な知識及び経験を有する者を配置すること。

(3) 成果品の利用及び著作権

① 本業務委託の実施のために制作した全ての成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、正当な手続により使用又は借用した第三者のものを除き市に帰属し、無償で市に譲渡するものとする。

② 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任を受託者が負うものとする。

(4) その他

本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。